

# 春の運動ニュース

川越・東松山民主商工会 2020年2月5日 NO.3

川越市小仙波町3-15-5 TEL049-222-4344 FAX 049-225-0340

 <https://www.facebook.com/kawagoehigasimatuyamaminsyo>

## 1回目班会 インボイス制度導入は絶対阻止へ



消費税が10%へと増税され初めての春の班会が始まりました。1回目の班会では、1/20号の商工新聞を読み合せと、全商連チャンネルのYouTubeアニメを見ながら、10月から義務化となった区分記帳の付け方、2023年に導入を企むインボイス制度阻止へ向けた運動推進を業者仲間へ広げようと学習しています。

昨日までで15回の班会が行われ、66名の会員が参加し、理解を深めています。

### 国内の税収のうち消費税が一番多い税収に

2020年度の消費税収は21兆7000億円となります。収入の多い方の所得税、法人税の税率が下がり続ける中での穴埋めとして、国の一般会計の中で一番の税収となります。

中小業者の10%廃業が続く中、政府筋から消費税率「15%」「17%」でなければ足りない、との意見も出ています。500万社が廃業危機のインボイス導入2023年問題、高齢・後継者不足で1/3の会社が潰れる2025年問題にどう立ち向かうか会員同士で話し合いを行っています。

### 全中小業者の半数が作っている「事業計画書」

景気が回復せず、1年のうち半分が「悪化」と判断された2019年。売り上げが下がり、厳しい状況の中、参加した会員さんからは、4月からの飲食店完全分煙、従業員の残業時間制限への対応も危惧する声。建設業では、元請けからの社会保険加入圧力や、キャリアアップシステム加入などの負担増を訴えています。

事業の成績表でもある事業計画書の作成で、自分の商売を見つめなおす機会を持ったことのある中小業者が全体の半分を超えています。商売の生き残りをかけて、中小企業庁が進める無料中小企業診断士の派遣事業や、持続化補助金の獲得をした会員も増えています。

### まだまだ知られていないインボイス制度 仲間への呼びかけや署名で廃止に

インボイス制度は、まだほとんどの業者に認識されていません。制度を知り、仲間へ知らせ、廃止させる運動が不可欠です。中止署名を広げる活動を進めていきましょう。



### 民商ステ看板設置で「一人で悩む業者を出さない」

2/2(日)、役員さんを中心に12名が参加し、川越市内の会員さんのお店、東松山市内、嵐山駅周辺に合計80本の看板貼りだしを行いました。

写真は、川越市鯨井で営業する会員の「カレーのけんちゃん」の店舗。民商拡大用ポケットティッシュも店内に設置してもらいました。

来週から、なんでも相談会も始まります。仲間増やし運動にご協力ください。



**春の拡大行動 2/16(日) 13:30~ 川越事務所、東松山センター集合**

消費税率5%で景気回復！社会保障の充実を！中小業者の経営支援強化、地域循環型経済の確立を

## 2・12全国中小業者決起大会

2月12日(水) 午後1時開会 東京千代田区・砂防会館

10時半 東武東上線改札前集合！みんなで業者の声を上げに行きましょう

### 関東信越国税局 埼玉県税事務所 交渉

【国税局交渉 2/17(月) 10時~ さいたま新都心合同庁舎1号館にて  
【県税交渉 2/18(火) 14時~ 埼玉県庁にて

**2月の日程** 自主計算会木曜日 13:30~川越=2/6、2/20 東松山=2/13、2/27  
7(金) 川島班会 13:30~フラットピア川島、南古谷班会 19:00~南古谷公民館  
8(土) 中央川島班会 13:30~北部ふれあいセンター、かすみ名細班会 13:00~  
名細公民館、三役会 19:30~ 9(日) 税金なんでも相談会 10:00~ウェスタ  
川越 10(月) 東松山北吉見班会 13:30~松山市民活動センター、高階班会 19:00~  
高階南公民館 11(火祝) 中央班会 18:30~月吉集会所 12(水) 中小業者決  
起大会、かすみ名細班会 19:00~霞ヶ関公民館 13(木) 川越東班会 19:00~  
やまぶき会館 14(金) 東松山北班会 13:30~平野活動センター、理事会 19:00~  
民主市政の会川越市長懇談 18:00~ 15(土) 南古谷班会 13:30~南古谷公民  
館(2回目) 16(日) 税金なんでも相談会 10:00~東松山市民文化センター  
17(月) 高階班会 13:30~龍門(2回目)、比企班会 13:30~/18:30~嵐山  
ふれあい交流センター、南古谷班会 19:00~南古谷公民館(2回目)

※2回目の班会は、1回目の班会に参加された方が最優先です。相談途中でも、1回目参加者を優先します。

※消費税の申告は、まず班会の中で課税方式と数字を確認しますので、班会に参加ください。

※パソコン会計の方、2回目の班会会場では申告作成・確認ができない可能性がありますので、自主計算会にご参加ください。

編集幸喜 1回目の班会でもお話しさせていただいていますが、郵送させていただいた民商春の運動袋に入っている「茶色の民商用申告書下書き」、今年の申告書と記載場所が異なる場合がありますので、班会で配っている「水色の民商申告用下書き」、もしくは税務署から届いている冊子の下書きを使用して下さい。よろしくお願いたします。